地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所役員規程

制定　平成２４年　４月　１日　規程第１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　改正　平成２９年　３月３１日

（趣旨）

第１条　この規程は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という。）の役員の職務、任期その他役員に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一　役員　理事長、副理事長、理事及び監事のことをいう。

二　理事　副理事長、理事のことをいう。

（責務）

第３条　役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。

２　役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

（理事の職務分担）

第４条　理事の職務分担は、理事長が別に定める。

２　理事長に事故があるときその職務を代理し、又は理事長が欠けたときその職務を行う理事は、あらかじめ理事長が定める理事の順序によるものとする。

（理事の任期）

第５条　理事の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

３　前２項の規定にかかわらず、理事の任期は、当該理事を任命した理事長の任期の末日までとする。

（役員の服務）

第６条　役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２　役員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一　在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治活動を行うこと。

二　在任中、それぞれの任命権者の承認を得ることなく、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事すること。

３　非常勤の役員には、前項第２号の規定は、適用しない。

（報酬）

第７条　役員に対する報酬は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所役員報酬等規程（平成２４年地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所規程第３号）の定めるところによる。

（旅費）

第８条　理事長は、業務上必要があるときは、役員に出張を命ずることができる。

２　役員が、法人の業務のため旅行するときは、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所職員等旅費規程（平成２４年地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所規程第１４号）に準じて旅費を支給し、又はその費用を弁償する。

（福利厚生）

第９条　常勤役員については、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和３７年法律第１５３号）の定めるところによる。

（災害補償）

第１０条　常勤役員の業務上の災害又は通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによる。

２　非常勤の役員の業務上の災害又は通勤途上における災害については、別に定める地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所非常勤役員災害補償規程の定めるところによる。

（退職）

第１１条　役員は、任期の満了前に、役員を辞任しようとするときは、できる限り早い時期に、その任命権者に申し出るものとする。

２　役員は、辞任を申し出た後も、後任の役員が選任されるまでの間は、なおその職務を行うものとする。ただし、解任された場合及び欠格条項に該当することとなった場合は、この限りではない。

（理事の解任）

第１２条　理事長は、理事がこの規程に違反したとき、又は理事としてふさわしくない非行があると認めるときは、当該理事を解任することができる。

２　理事長は、前項及び地方独立行政法人法(平成１５年法律第１１８号)第１７条第２項又は第３項の規定により理事を解任するときは、当該理事に弁明の機会を付与しなければならない。

（補則）

第１３条　この規程に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。